

宅地造成等工事規制区域指定の際に既に行われている 工事の届出書について（作成要領）

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域指定の際、既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模以上の工事（注1）は、同法第21条第1項に基づき、指定があった日（運用開始日）から21日以内（令和6年7月22日（月）まで）に工事の届出が必要です。次の要領で届出書を作成し、提出してください。

なお、届出後は、盛土規制法第21条第2項の規定により、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地等を公表します。

注1：旧宅地造成工事規制区域内において、旧法の第8条第1項の許可並びに都市計画法第29条第1項又は第2項による許可を受けたものは、経過措置により工事の届出は不要です。

表1 届出の必要な工事の規模、届出書提出部数等

行為	届出が必要な工事の規模	提出部数 提出期日
宅地造成 又は 特定盛土等	①盛土で高さが1mを超える崖を生じるもの ②切土で高さが2mを超える崖を生じるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生じるもの （①、②を除く） ④盛土で高さが2mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）	正本及び副本 各1通（計2部） 区域指定があった 日から21日以内 （令和6年7月 22日（月）まで）
土石の堆積	①堆積する高さが2mを超え、かつ面積が300㎡を超えるもの ②土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの	

（1）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出

<記入上の注意事項>

- ①「工事主」
 - ・工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
- ②「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。
- ③「工事を行っている土地の所在地及び地番」
 - ・工事を行っている土地について、地番までそのすべてを記載してください。
 - ・代表地点の緯度経度は、土地の中心地点を基本とし、秒については少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを記載してください。
 - ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。
- ④「盛土のタイプ」
 - ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数回答可）
 - (1)平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土
 - (2)腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土
 - (3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤「盛土又は切土の高さ」
 - ・最大高さを記載してください。
- ⑥「盛土又は切土をする土地の面積」
 - ・盛土又は切土をする土地の面積の合計を記入してください。
- ⑦「工事の進捗状況」
 - ・現在行っている工程について記入してください。（例：擁壁工事等）

<必要書類>

表2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に必要な書類（その1）

書類の種類	記入事項	備考
届出書	・工事主、工事の概要等を記載	
委任状	・委任内容、受任年月日を記入 ・工事主（委任者）の住所氏名、受任者の住所氏名及び電話番号を記入 ・工事主及び受任者の氏名を自署しない場合又は法人である場合は、記名押印	・手続きを委任する場合【※1】
位置図	・縮尺 1/2,500 程度 ・縮尺、方位、道路、目標となる地物、工事をしている土地の区域を明示	
現況写真	・工事をしている土地及びその周辺の状況がわかる写真	
他法令等に基づく工事の許可証等（写し）	・他の法令等による許可等を要する工事の場合は、その許可証等の写し	
その他の書類	・その他必要により指示したもの	

※1 行政書士等、法律において必要とする資格を有する方以外は、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することはできません。

次のいずれかに該当する場合は、表3の書類も添付してください。

- ①盛土で高さが2m を超える崖を生じるもの
- ②切土で高さが5m を超える崖を生じるもの
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m を超える崖を生じるもの
- ④盛土で高さが5m を超えるもの
- ⑤盛土又は切土をする土地の面積の合計が3,000 m²を超えるもの

表3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に必要な書類（その2）

書類の名称	記入事項
地形図（現況図）	・縮尺 1/500 程度 ・縮尺、方位及び土地の区域境界線（境界線を朱書き） ・当該土地、隣地及び道路の各地盤高
土地の平面図（造成計画図）【※1】	・縮尺 1/500 程度 ・縮尺、方位及び土地の区域境界線（境界線を朱書き） ・盛土（赤色）、切土（黄色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置

※1 造成計画の内容が他の図面にわたる場合は、それらの図面も添付してください。（例：土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水計画図等）

(2) 土石の堆積に関する工事の届出

<記入上の注意事項>

- ①「工事主」
 - ・工事主は、土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
- ②「工事施行者住所氏名」
 - ・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

③「工事を行っている土地の所在地及び地番」

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
- ・代表地点の経緯緯度は、申請地の中心地点を基本とし、秒については少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを記載してください。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

④「土石の堆積の最大堆積高さ」

- ・最大堆積高さを記載してください。

⑤「土石の堆積を行う土地の面積」

- ・土石の堆積を行う土地の面積の合計を記入してください。

<必要書類>

表4 土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類（その1）

書類の名称	記入事項	備考
届出書	・工事主、工事の概要等を記載	
委任状	・委任内容、受任年月日を記入 ・工事主（委任者）の住所氏名、受任者の住所氏名及び電話番号を記入 ・工事主及び受任者の氏名を自署しない場合又は法人である場合は、記名押印	・手続きを委任する場合【※1】
位置図	・縮尺 1/2,500 程度 ・縮尺、方位、道路、目標となる地物、工事を行っている土地の区域を明示	
現況写真	・工事を行っている土地及びその周辺の状況がわかる写真	
その他の書類	・その他必要により指示したもの	

※1 行政書士等、法律において必要とする資格を有する方以外は、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することはできません。

次のいずれかに該当する場合は、表5の書類も添付してください。

- ①堆積する高さが5mを超え、かつ面積が1,500㎡を超えるもの
- ②堆積する面積が3,000㎡を超えるもの

表5 土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類（その2）

書類の名称	記入事項
地形図（現況図）	・縮尺 1/500 程度 ・方位及び土地の区域境界線（境界線を朱書き） ・当該土地、隣地及び道路の各地盤高
土地の平面図（堆積計画図）【※1】	・縮尺 1/500 程度 ・縮尺、方位及び土地の区域境界線（境界線を朱書き） ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

※1 堆積計画の内容が他の図面にわたる場合は、それらの図面も添付してください。（例：堆積計画断面図、排水計画図等）